

世界 World

FTA 原産地証明制度の行方

ジェトロ海外調査部国際経済研究課 安田 啓

FTA（自由貿易協定）利用に必要な原産地証明制度は、FTA ごとに手続きが異なる。TPP、日 EU・FTA など、交渉が進む FTA では、原産地証明制度はどうなりそうなのか。現在の制度を整理し、展望する。

日・米・EU で異なる制度

FTA 原産地証明制度とは、FTA に基づく有利な関税率の適用を受けるため、貿易の対象品が FTA 締約国で生産された産品（原産品：originating goods）であることを証明する手続きをいう。日本からの輸出で FTA を利用するには、原則として日本商工会議所から日本原産である判定を受けた上で、輸出のたびに証明書の発給を受ける必要がある。このように公的機関による原産品判定と原産地証明書の発給を受ける「第三者証明制度」は、アジアの FTA で広く採用されている。

一方、EU や米国の場合、これとは異なる。

EU の FTA 原産地証明制度は「認定輸出者証明制度」が主だ。EU 加盟各国の基準に従って政府の認定を受けた輸出者は、自社の判定・申告に基づいて FTA の適用を受ける。EU の FTA では認定輸出者証明と第三者証明の併用が多かったが、11 年に発効した EU 韓国 FTA では認定輸出者証明のみが採用された（小額輸出を除く）。日本が締結した FTA も一部、認定輸出者証明を併用しているが、利用は少ない。

米国の FTA では「完全自己証明制度」を採用している。完全自己証明とは、企業が政府の認定を得ることなく自己責任で原産を確認し申告することをいう。米国のほとんどの FTA は、輸入者に責任が所在する輸入者自己証明だ。他方、輸出者が責任を持つ輸出者自己証明は環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の原型である P4 協定^注などで採用されている。

「検認」への対応もポイント

これらの制度には一長一短ある。重要な点は大きく分けて二つ。一つは通常の通関における利用者の負担（労力、時間、費用）が小さいこと。日本の第三者証明制度はしばしば企業の負担が大きいとの指摘を受けてきた。まず、手続きに要する時間の長さ。「商工会議所に受理されるまでの期間を含めると判定依頼から承認まで1週間以上かかることもある」（メーカー担当者）。また手続きにかかるコストも小さい。原産地証明書の発給には1件につき最低2,500円以上の手数料がかかる上、証明書の現物を受け取る手間もある。企業からは証明書の電子化を望む声も多いが、対応は進んでいないのが現状だ。

認定輸出者証明制度では、輸出ごとの申請、承認は必要ないため、輸出までのリードタイム（所要期間）は第三者証明よりも短縮することができる。ただ、日本の同制度では、初回登録時に登録免許税9万円のコストが発生する。それに定期的な認定の更新手続きが必要で、利用者にとっては手間だ。

完全自己証明の場合、このような行政コストは全く発生しない。企業は自ら原産品であるかを判断し、普段はその証明書類の管理さえ行っていればよい。時間とコストという観点では、通常の通関手続きが行われる限り自己証明にメリットがある。

原産地証明制度には、もう一つ重要なポイントがある。輸入国税関による「検認」だ。検認とは、輸入税関が FTA 適用を申告する輸入品が間違いなく原産品といえるかを検証する作業のこと。検認の結果、問題があれば、一定期間の FTA 利用停止など企業に罰則が課せられることもある。原産品としての資格に疑義がある場合に輸入国税関が検認対応を求める相手は、証明制度によって異なる（図）。

第三者証明および認定輸出者証明では、輸入国税関当局の照会に直接対応するのは輸出国政府である。政府は、商工会議所や企業から得た情報に基づいて相手国に回答する。利用者にとっては検認の際、自国政府や商工会議所が間に存在すれば、原価など機密情報の他国への漏えいを防ぐという観点で見れば利点ではある。

認定輸出者証明は証明手続きを行うのが輸出者自身であるため、完全自己証明に近いと認識されているが、政府の保証があるという点では、第三者証明と同等と考えるべきだろう。第三者証明が輸出ごとの「個別の政府保証」であるのに対し、認定輸出者証明は「包括的な政府証明」といえよう。

これに対し、完全自己証明では輸入国税関当局による検認には企業が直接対応しなければならない。輸入者証明・輸出者証明では責任の所在が異なるものの、いずれも実際には原産品判定の情報を持っている生産者が、輸入国当局に情報提供を求められることになる。輸入国当局が公的な機関とはいえ、生産者としては、企業の機密に関わる情報が他国に流出することはなるべく避けたいとの立場だ。

これまでの FTA 制度の運用では検認の頻度は高くないが、実際に対応を迫られた場合、完全自己証明制度は企業にとってはリスクとなり得る。日本では、政府や第三者機関の「お墨付き」を得ることで安心を感じている企業も少なくないところから、完全自己証明の導入には抵抗感があるとみられる。

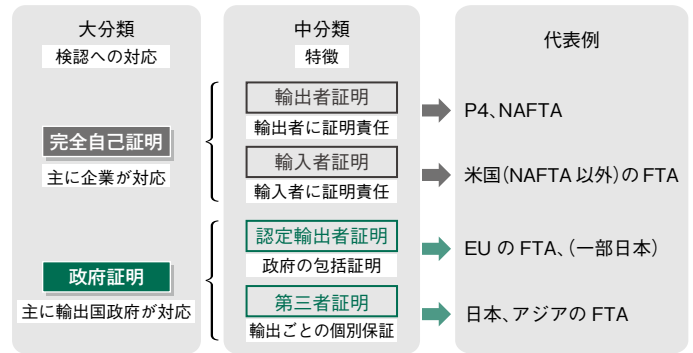
日 EU・FTA、TPP、米 EU・FTA に注目

日本は 13 年 4 月に EU と FTA 交渉を開始、7 月からは TPP の交渉に参加している。これからの FTA での原産地証明制度はどの方向に向かうだろうか。

日本も認定輸出者証明の導入を徐々に進めており、EU との FTA では同制度が採用される可能性が極めて高い。実際、今まで FTA を利用してきた日本企業にとっては、使い慣れた第三者証明と、認定輸出者証明の選択性が望ましいのではないか。仮に認定輸出者証明のみとなる場合、小額輸出の証明要件緩和など、活用実績の少ない中小企業が利用しやすいような工夫が求められる。

TPP 交渉では米国の FTA や P4 協定のように完全


図 検認対応リスクから見た原産地証明制度の分類



注：NAFTA（北米自由貿易協定）は米国、カナダ、メキシコ。日本の認定輸出者証明制度はスイス、ペルー、メキシコのみ
資料：ヒアリング結果などを基に筆者作成

自己証明の採用を前提に議論が進んでいるとみられる。完全自己証明が導入された場合、企業は検認対応を視野に入れた社内体制の構築など、これまででない準備が必要だろう。日本としては、輸出国が利用する証明制度を選択できるような柔軟な制度が望まれる。日本は途中参加という不利な立場だが、米国はこれまでも締結した FTA ごとに証明制度を微修正しており、TPP でも交渉の余地が完全に途絶されているわけではない。

他方、EU および米国と FTA を締結している韓国は、基本的に EU 型、米国型とそれぞれ異なる原産地証明制度を受け入れている。韓国では制度の違いに対応する企業の証明事務負担を軽減するために、12 年に官民共同の「FTA 貿易総合支援センター」を発足させた。ここでは企業からの相談に応じたり研修を実施するなど、特に中小企業の FTA 利用を支援する体制作りを進めている。日本でも今後、原産地証明実務がより複雑化した場合、政府のそんな側面的な支援の充実が求められよう。

13 年 7 月には、米 EU 間の FTA 交渉が開始した。先行する TPP や日 EU に比べ合意には時間がかかるとみられている。だが、米 EU 間で妥結すればその FTA 原産地証明制度がその後の国際的な基準になる可能性がある。米 EU 間の原産地証明制度を現時点で予測することは難しいが、政府証明（認定輸出者証明）が維持されるかがポイントとなりそうだ。国際的に証明制度の調和が進むことで、企業にとってより分かりやすく、使いやすくなることが期待される。 

注：P4（パシフィック4）はシンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの4カ国で締結された FTA。